

資料 5－2

畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案）

平成 22 年産の畑作物共済に係る共済関係から適用する畑作物一次共済掛金標準率は、次により算定する。

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと（大豆については、一筆単位方式、半相殺農家単位方式及び全相殺農家単位方式の別を、茶については、半相殺農家単位方式及び災害収入共済方式の別を含む。以下同じ。）及び都道府県の区域ごとに、直近 20 年間の実績金額被害率を基礎として、必要に応じ修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 畑作物一次共済掛金標準率

共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、これに所要の安全率を付加したものを畑作物一次共済掛金標準率とする。